

法曹関係者の皆様へ

障害者に配慮した裁判員制度の実現を

～広く国民に開かれた裁判員制度を目指して～

障害のある人への配慮は、国民一人一人への配慮につながり、裁判員制度がすべての国民にとって分かりやすく、参加しやすい制度となります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
障害関係団体連絡協議会

1 . 障害者の裁判員制度への参加

裁判員制度は、国民の視点、感覚を裁判に反映し、司法に対する国民の理解と信頼を高めることを目的としており、障害の有無にかかわらず、国民の幅広い参加が重要です。

現在、我が国には、身体障害、知的障害、精神障害のある人が約 723 万人いるとされています。これは国民の約 5.6%に何らかの障害があることとなります。

障害のある人の視点や経験、意見を裁判に反映させることは、国民の幅広い視点を裁判に取り入れ、国民にとって分かりやすい裁判を実現するという裁判員制度の趣旨に合致するものであると考えられます。

こうした障害のある人々が自身の経験や知識を最大限に発揮し、裁判員としての役割を果たすためには、裁判所等によるサポートが不可欠です。適切な配慮があれば、障害のある人もより安心して裁判員の役割を果たすことができます。

障害のある人への配慮は、国民一人一人への配慮につながり、裁判員制度がより一層国民にとって分かりやすく、参加しやすい制度となります。

障害者数

		総 数
身体障害者	18 歳未満	9.8 万人
	18 歳以上	356.4 万人
	合 計	366.3 万人
知的障害者	18 歳未満	12.5 万人
	18 歳以上	41.0 万人
	年齢不詳	1.2 万人
	合 計	54.7 万人
精神障害者	20 歳未満	16.4 万人
	20 歳以上	285.8 万人
	年齢不詳	0.6 万人
	合 計	302.8 万人

出典) 内閣府「平成 20 年版障害者白書」

2. 障害のある人が求める具体的な配慮について

障害のある人は、例えば、次のような配慮や工夫があれば、安心して裁判員としての職務を果たすことができます。

共通した配慮

- ・曖昧な表現を避け、分かりやすい言葉や表現を用いて、ゆっくりと話す。
- ・十分な休憩時間を確保しながら、審理・評議を進める。
- ・できるだけ緊張感を感じないような雰囲気を作る。
- ・適宜、審理・評議の内容を確認しながら進行を行い、分からないところを聞き直すことができるようにする。
- ・裁判所がガイドヘルパー¹等の介助者を手配する際には、本人の意向を配慮して決定する。
- ・裁判所までの移動手段については、ラッシュ時を避け、タクシーの利用を認めるなど、障害の特性に配慮する。

視覚障害

- ・裁判所からの郵便物であると分かるように書類の封筒に「裁判所」と点字を印字する。
- ・選任手続きの必要書類に音声コードを添付する。
- ・裁判所内に音声標識ガイドシステムを設置する。
- ・他の裁判員と同じ情報を得るために、審理における証拠書類も点字翻訳する。
- ・誰の発言かが分かるように、発言の前には、発言者の名前を述べる。
- ・すべての視覚障害者が点字を読めるわけではないので、その人の特性に応じた方法で情報保障の手段を確保する。

例えば、音声コード、録音テープ、CD、拡大文字（16p～20pの大きさ）、代読者の手配等。

聴覚障害

- ・電話でのやりとりが困難であるため、FAXや電子メールを使って裁判所と連絡が取れるようにする。
- ・審理や評議の場では、手話通訳・要約筆記が正確に行えるように発言者の発言が重ならないようにする。
- ・要約筆記された内容は、裁判所関係者全ての人が見ることができるよう、スクリーンなどに全体投影する。
- ・手話通訳者、要約筆記者に時間的余裕を持たせた進行を行う。
- ・聴覚障害者のコミュニケーション手段は手話に限らないため、その人の特性に応じた情報保障の手段を確保する。

例えば、筆談、要約筆記、パソコン要約筆記、磁気誘導ループ²の活用等

- ・手話通訳が正確に伝わっているかどうか、確認しながら進行を行う。

1 ガイドヘルパー（移動介護従事者）は、視覚障害者や知的障害者、車椅子利用者等が外出する際に、歩行や車椅子の介助を安全面に留意しながら行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援するものです。

2 磁気誘導ループは、補聴器に直接音声を送り込むための機材です。磁気誘導ループからの磁気を受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声で聴くことができます。

肢体不自由

- ・長時間同じ姿勢をとることが困難なため、適宜休憩をとりながら審理・評議を進める。
- ・裁判所庁舎内への入退庁の際に段差解消のスロープ等を用いる。

精神障害

- ・こまめに水分補給ができるようにし、服薬の時間を確保する。
- ・服薬している場合が多く、疲れやすいため、十分な休憩をとりながら、審理・評議を進める。
- ・ラッシュ時の通勤電車を避け、タクシーでの移動を認める。

言語障害

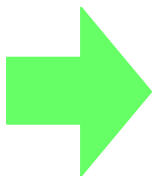
- ・緊張状態になると、うまく言葉を発することができないので、緊張感を感じさせないようなリラックスした雰囲気を作る。

知的障害

- ・曖昧な表現や抽象的な言葉は理解することができない場合があるので、平易で分かりやすい表現を用いて、ゆっくり話す。
- ・難しい漢字にはできるだけルビを振る。

発達障害

- ・長時間集中力を持続させることが困難がある場合があるため、適宜休憩をとりながら審理・評議を進める。
- ・小さな文字を読むことが困難な場合があるので、その場合は書類を拡大コピーする。



障害の特性は個別性が高いので、具体的に必要な配慮は障害者一人ひとりによって異なります。

選任手続きの際、どのような配慮が必要であるかを本人とよく相談しながら、具体的な配慮を決めるようにしてください。

障害のある人は、体調の変化が大きいので、裁判当日の不測の事態にも対応できるようにご準備ください。

障害のある人への配慮や工夫は、障害のない人にとっても、裁判員の役割を果たすうえで役立つものとなります。

発行日 平成 21 年 3 月

発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL03-3581-6502 FAX03-3581-2428